○厚生労働省告示第五十号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第五百七十五号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十四年二月十三日

厚生労働大臣　小宮山洋子

表の補助金等の名称欄中「（目）　社会福祉施設等災害復旧費補助金」を「（項）　東日本大震災社会福祉施設等災害復旧費補助金（目）　社会福祉施設等災害復旧費補助金」に改める。

○農林水産省告示第三百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市山内町大字鳥海字櫻葉山二一二二八から二一二三〇まで、二一二三四、字砂原二一三九六の一、字平古場二一二〇四七の二、字下山二二一九八、二二二〇八から二二二一〇まで、二二二二〇の一、二二二四、二二二三〇の一、二二二三一の一、字片ハエ二二三四三の一、二二三四三の二、大字宮野字木登二二四二〇の一、二二四二一の三、二二四二一の四、二二四二一の六、二二四二二の一、二二四二二の二、二二四三二、二二四三六、二二四五〇の一、二二四五〇の四、二二四五一、字角ヶ倉二二七〇六の一、武雄町大字武雄字四十九重四二六五の一、嬉野市嬉野町大字下野字一本杉三乙六五七の一、乙六八七の一、乙六九一、字一本杉四乙八七八

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字藤瀬字本村一八四（次の図に示す部分に限る。）、二一二の二、二二七、二二八、二三一の一・二三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二四〇の一、二四〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県藤津郡太良町大字糸岐字横川八五三一の一、八五三一の二、八五五二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市北波多山彦字座主二二六六、二二七三、二二八一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県三養基郡基山町大字小倉字吉ヶ谷二九一四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び基山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年二月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　神奈川県逗子市沼間六丁目一〇九九の一、一〇九九の五、一〇九九の六、一〇九九の一一、一一〇四の一、一一〇五の二、一一〇五の三、一一〇五の四、一一〇五の六から一一〇五の八まで、一一〇五の一二から一一〇五の一六まで、一一〇五の一八から一一〇五の二〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び逗子市役所に備え置いて縦覧に供する。）